

別紙

大分県「技能士ステッカー」交付制度における審査基準

第1 大分県「技能士ステッカー」交付制度における申請者は、次の要件を具備するものであること。

- (1) 大分県内で事業を営む事業者であること。
- (2) 申請者が営む事業用施設において、職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定における1級技能士、単一等級技能士または特級技能士（以下、「1級技能士等」）を雇用していること。
- (3) 暴力団員であるもの又は法人であってその役員のうち暴力団員である者がいるものでないこと。

第2 交付を希望する申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 大分県「技能士ステッカー」交付申請書（第1号様式）
- (2) 1級技能士等を雇用していることを証明する書類（該当する1級技能士等の技能士章の写し等）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書
- (4) その他知事が必要と認める書類